様式２６－４

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　大島内科クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岐阜県羽島市竹鼻町孤穴字共栄町 2990 番地１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成　７年　１月２０日

(4) 設立登記年月日　　平成　７年　２月１０日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	大島　貞男	
理　　事	大島　千文	
同	大島　啓嗣	
同	大島　惇司	診療所管理者
監　　事	林　秀樹	

注）１．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

様式２６－４

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　　設　　場　　所	許可病床数
診療所	大島内科・内視鏡クリニック	２１１０４００７４０	岐阜県羽島市竹鼻町孤穴字共栄町2990番地１	０床

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。
２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月１８日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　７月２５日　　令和８年度予算案の決定

様式２６－３

法人名　医療法人社団　大島内科クリニック　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県羽島市竹鼻町孤穴字共栄町2990番地の1

財　産　目　録

（令和　８年　７月３１日現在）

１．資　産　額	666,028 千円
２．負　債　額	28,704 千円
３．純　資　産　額	637,324 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		649,594
B　固定資産		16,434
C　資産合計	（A＋B）	666,028
D　負債合計		28,704
E　純資産	（C－D）	637,324

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－４（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団　大島内科クリニック　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県羽島市竹鼻町孤穴字共栄町2990番地の１

貸　借　対　照　表

（令和　８年　７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	649,594	**Ⅰ 流動負債**	25,174
Ⅱ 固定資産	16,434	**Ⅱ 固定負債**	3,530
１ 有形固定資産	16,324	負債合計	28,704
２ 無形固定資産		純資産の部	
３ その他の資産	110	科目	金額
		Ⅰ 資本金	9,000
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	628,324
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	637,324
資産合計	666,028	負債・純資産合計	666,028

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団　大島内科クリニック　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県羽島市竹鼻町孤穴共栄町2990番地の1

損　益　計　算　書

（自　令和　７年　８月　１日　至　令和　８年　７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	213,466
2 事業費用	234,490
本来業務事業損失	△ 21,024
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 21,024
Ⅱ 事業外収益	7,867
Ⅲ 事業外費用	4
経常損失	△ 13,161
Ⅳ 特別利益	41,758
Ⅴ 特別損失	100,000
税引前当期純損失	△ 71,403
法人税等	72
当期純損失	△ 71,475

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２６－５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団大島内科クリニック
理事長　大島　貞男　　殿

私（注１）は、医療法人社団大島内科クリニックの令和７年会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月５日
医療法人社団大島内科クリニック
監事　林　秀樹

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。